

第2節 賃金の動向

最近では物価が底堅く推移し、デフレ状況ではなくなっているが、賃金はどのように変化しているだろうか。前回デフレ状況ではなくなった2006年年央までの推移と比較しつつ、2013年の賃金動向を概観する。また、物価が上昇しても、名目賃金が増加しなければ、実質賃金は低下してしまう。そこで、物価と賃金の関係を分析する。さらに、企業業績と賃金の関係などから、賃金の今後の行方を探る。

1 賃金動向の概観

物価や雇用の情勢の変化は、賃金にどのように反映されているのだろうか。前回、デフレ状況ではなくなった2006年年央までの推移と比較しつつ、2013年に入ってから賃金変化の特徴を見る。

(現金給与総額はこのところ横ばい圏内で推移)

まず、一人当たり賃金(現金給与総額)¹³の推移を確認しよう。現金給与総額は、2011年以降、リーマンショック後の景気低迷を受けて減少傾向で推移した。2013年に入って、2006年前半と比べた改善ペースは緩やかであるものの、持ち直しの動きが見られたが、このところ横ばい圏内の動きとなっている(第2-2-1図(1))。

現金給与総額が変化した要因を把握するため、前年比伸び率に対する所定内給与、所定外給与、特別給与の寄与を見てみよう。2006年前半、2013年ともに、特別給与、所定外給与がプラスに寄与している(第2-2-1図(2))。特別給与の増加の背景には、いずれの期間も景気回復とともに企業業績が改善していたことがある。特に、2013年に入ってから、2012年秋以降の為替減価などを受けて、大企業を中心に企業業績が急激に改善し、臨時ボーナスの支給などがあった。また、景気回復とともに生産が持ち直し、所定外労働時間が延びて、所定外給与が増加した(第2-2-1図(3))。

他方、所定内給与は両期間とも押下げに寄与しており、マイナス寄与の幅は、2013年の方が大きい。これは、後述するように、パートタイム労働者(以下「パート労働者」という)¹⁴や一般労働者の中で非正規雇用の割合が上昇していることによるものである。また、大震災からの復興のための財源を確保するために実施されている国家公務員の給与減額支給措

¹³ 一人当たり賃金(現金給与総額) = 所定内給与 + 所定外給与(残業代等) + 特別給与(ボーナス等)。

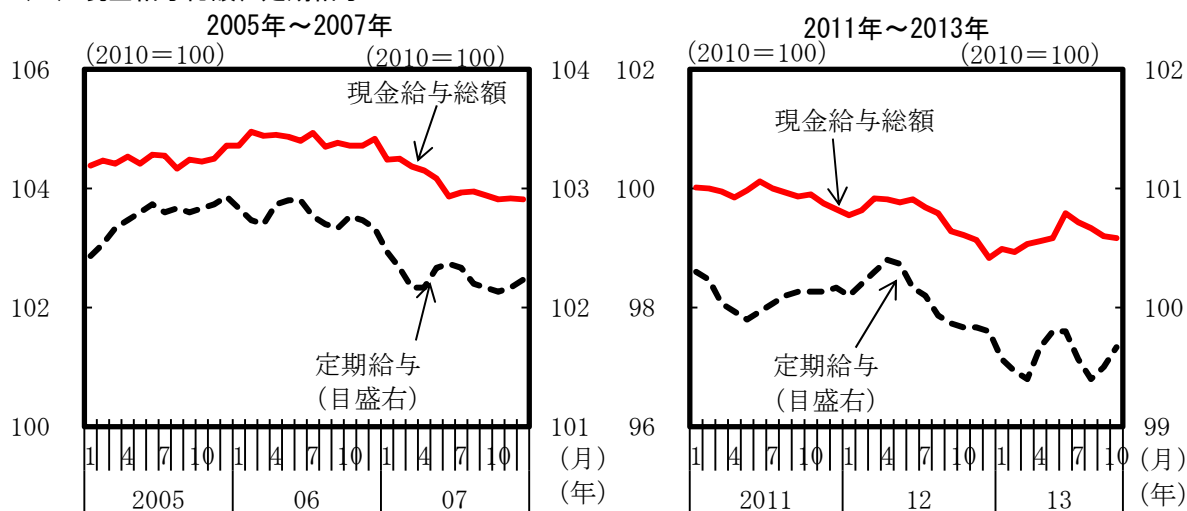
¹⁴ 「毎月勤労統計調査」では、常用労働者(期間を定めずに、又は1か月を超える期間を定めて雇われているものなど)のうち、パートタイム労働者(一日の所定労働時間が一般の労働者より短い者など)以外の者を一般労働者としている。また、「労働力調査」においては、勤め先での呼称によって雇用者を区分しており、「正規の職員・従業員」以外の者をまとめて「非正規の職員・従業員」としている。

置¹⁵を踏まえ、2013年夏以降、各地方公共団体において国に準じて給与減額措置¹⁶が実施されていることも影響していると考えられる。なお、先行きについては、2006年は冬のボーナスが低調となった後、賃金全体も失速したが、今回は底堅い動きとなることが期待される¹⁷。

第2-2-1図 2006年のデフレ改善期と比較した賃金の動向

現金給与総額はこのところ横ばい圏内で推移

(1) 現金給与総額、定期給与

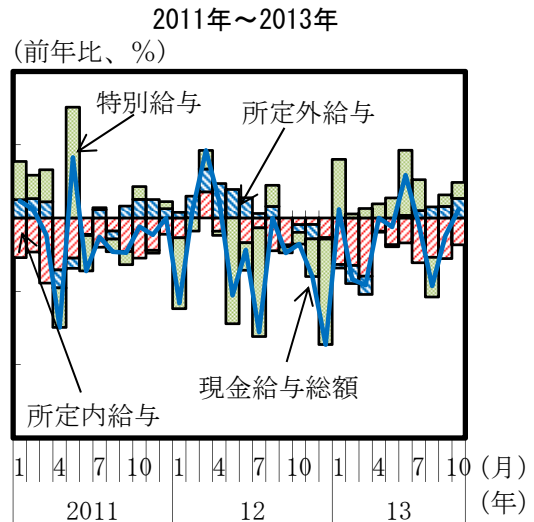
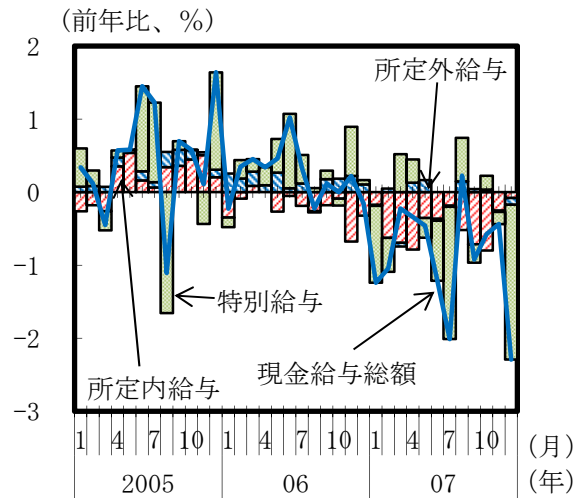


¹⁵ 「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」(平成24年法律第2号)では、2011年9月30日付けの人事院勧告に鑑み、給与を改定するとともに、我が国の厳しい財政状況及び大震災に対処する必要性に鑑み、国家公務員の給与を平均7.8%(2012年4月～2014年3月末)減額する特例措置が定められている。

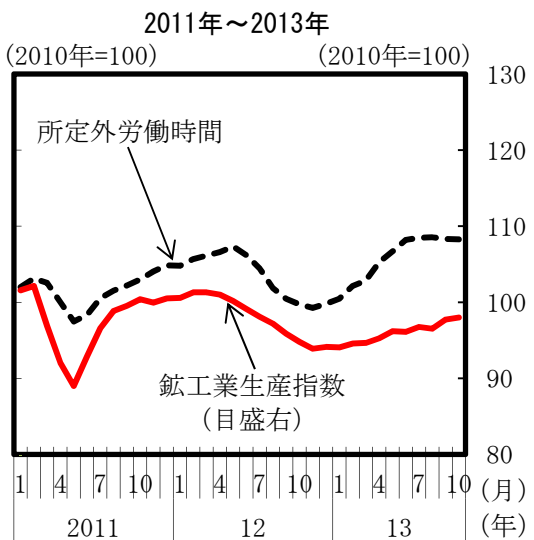
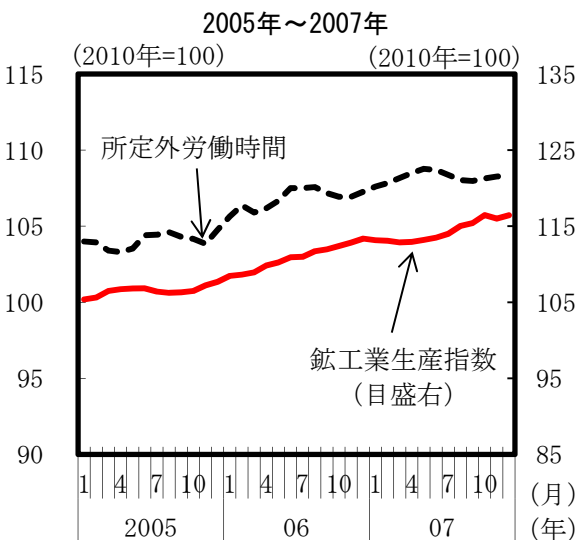
¹⁶ 総務省の調査(総務省自治行政局「地方公共団体における給与減額措置の実施状況」(2013年10月22日))によると、「国の要請等を踏まえて給与減額を施行済」の団体は全体の約60%(1,069団体)。今後、給与減額を行う可能性がある「実施予定・協議中」の団体は全体の1.7%(31団体)、また「検討中又は今後検討」の団体は全体の11.3%(203団体)となっている。

¹⁷ 日本経済団体連合会「2013年年末賞与・一時金 大手企業業種別妥結状況(加重平均)[第1回集計]」によると、大企業76社の2013年年末賞与は前年比5.8%増となっている。

(2) 現金給与総額の寄与度分解
2005年～2007年



(3) 残業時間と鉱工業生産



(備考) 1. 厚生労働省「毎月勤労統計調査」、経済産業省「鉱工業指数」により作成。
2. いずれの値も季節調整値。鉱工業生産指数以外の10月の値は速報値。
(1)の現金給与総額は6か月移動平均、定期給与は3か月移動平均。(3)は3か月移動平均。

(所定内給与は減少傾向にあるものの、パート比率の上昇などが寄与)

パート労働者が全労働者に占める割合(以下「パート比率」という。)の高まりはどの程度所定内給与に影響を与えているのだろうか。所定内給与に対する就業形態別(一般労働者又はパート労働者)の所定内給与及びパート比率の寄与を見ると、2006年前半、2013年ともに、パート比率は押下げに寄与している。2013年は2006年前半と比べて、比較的賃金水準の低いパートの比率が急速に上昇し、賃金を大きく押し下げた。しかし、パート比率の影響を除くと、2013年以降の一般労働者の所定内給与はわずかながら増加している(第2-2-2図

(1))¹⁸。

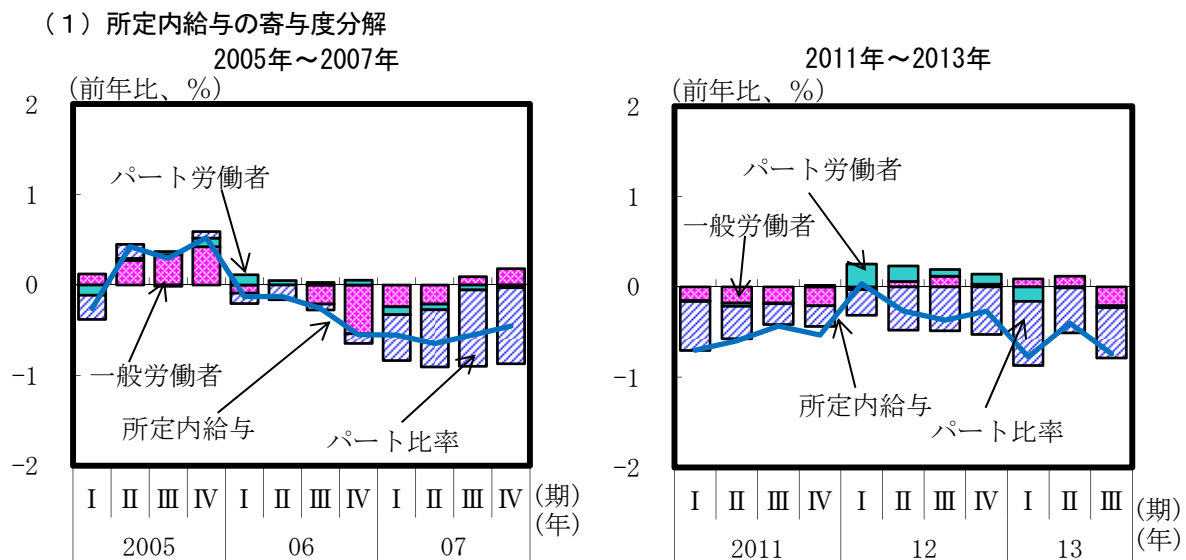
また、一般労働者の中には、正規雇用者（以下「正規」という。）と非正規雇用者（以下「非正規」という）が混在しており、相対的に賃金水準の低い非正規の比率が上昇することにより、一般労働者の所定内給与が押し下げられている可能性がある。そこで、一般労働者の所定内給与を正規及び非正規の所定内給与と一般労働者内の非正規比率に分解すると、非正規比率が大きくマイナスに寄与しており、その影響を除くと一般労働者の賃金は増加している（第2-2-2図（2））。

パート労働者の所定内給与は、2013年に入ってから、減少傾向となっているが、労働時間の変化が影響を与えている可能性がある。このため、パート労働者の所定内給与に対する時給と所定内労働時間の寄与を見ると、2006年前半、2013年いずれの時期においても、所定内労働時間は押下げに寄与しており、その影響を除いた時給は増加している。2013年は2006年前半と比べて、所定内労働時間の押下げ寄与が大きい。2013年は、パートの中でも比較的労働時間の短いパートの比率が高いと考えられる卸売業・小売業において、好調な内需を背景として、雇用者数が増加していることなどが影響していると考えられる（第2-2-2図（3））。

このように、雇用形態別に見れば、2013年に入ってから一般労働者の所定内給与とパート労働者の時給は上昇傾向にあることが分かる。

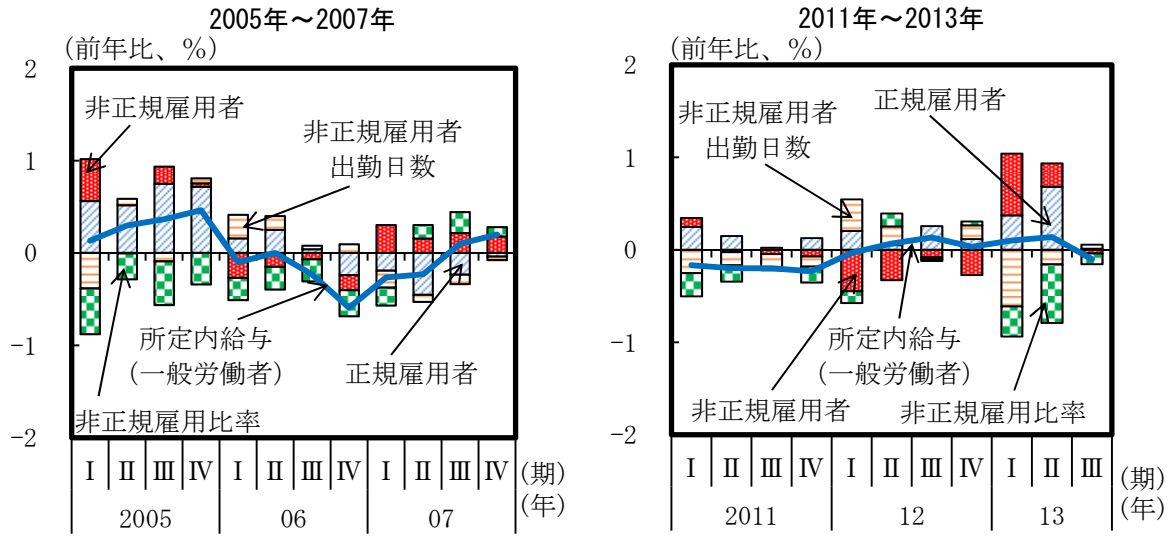
第2-2-2図 2006年のデフレ改善期と比較した所定内給与の動向

所定内給与は減少傾向にあるものの、パート比率の上昇などが寄与

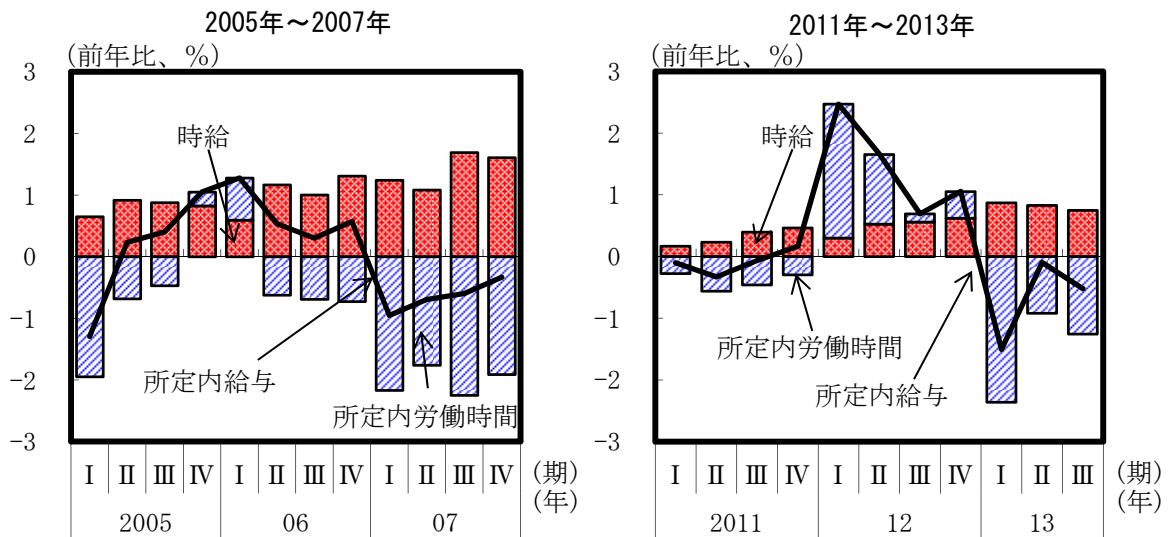


¹⁸ 2013年7-9月期の所定内給与（一般労働者）の増加幅減少には、大震災からの復興のための財源を確保するために実施されている国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、各地方公共団体において国に準じて実施されている給与減額措置の影響が含まれていると考えられる。

(2) 所定内給与（一般労働者）の寄与度分解



(3) 所定内給与（パート労働者）の寄与度分解



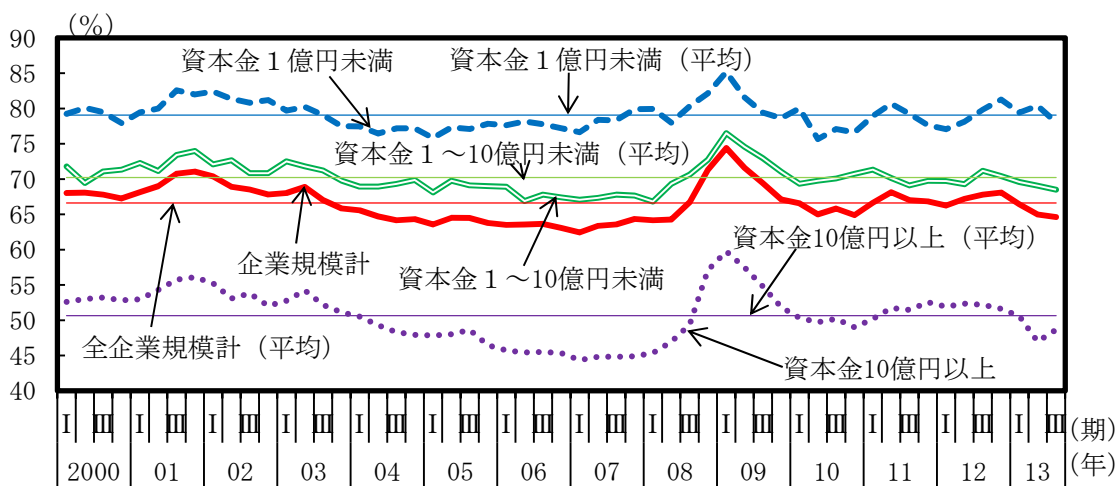
- (備考) 1. 厚生労働省「毎月勤労統計調査」、「賃金構造基本統計調査」、総務省「労働力調査（詳細集計）」により作成。
 2. (1)、(3)は交絡項が存在するが、図では省略している。
 3. (2)は、各年を通じて、正規労働者と非正規労働者の賃金の伸びが等しいという仮定を置いて算出している。

コラム2-4 企業規模別の労働分配率

2013年に入ってから一般労働者の所定内給与とパート労働者の時給は改善傾向にあり、また第1章で見た通り、雇用者所得は持ち直し傾向にあるが、労働分配率には変化が見られるだろうか。2000年以降について、労働分配率の推移を、その間の平均と比較すると、企業規模計では、おおむね平均と同程度の水準で推移してきたが、2013年に入ってから平均を下回っている(コラム2-4図)。さらに、企業規模別に見ると、資本金1億円未満では、2013年以降、おおむね過去の平均と同程度の水準で推移しているものの、資本金10億円以上、資本金1億~10億円未満では、企業規模計と同様、過去の平均と同程度の水準で推移した後、2013年に入ってから平均を下回る水準となっている。

労働分配率は、賃金が付加価値の増加に遅れて増加する傾向があることから景気拡大局面では低下し、景気後退局面では上昇する傾向がある。このため、リーマンショック後は、企業規模にかかわらず、企業業績が著しく悪化する中、労働分配率が急激に上昇した。一方、2013年に入ると、資本金1億円以上の企業などでは企業業績の改善を背景に低下している。資本金1億円未満の企業については、企業業績の改善に遅れが見られるため、労働分配率は横ばい圏内の動きとなっている。今後は、中小企業にも企業業績の改善が広がっていくとともに、労働分配率の低下を伴わず、労働者の所得増につながっていくことが期待される。

コラム2-4図 労働分配率の推移



(備考) 1. 財務省「法人企業統計季報」により作成。
 2. 労働分配率=人件費/付加価値×100(%)。
 3. 付加価値=人件費+営業利益+減価償却費+受取利息。

コラム2-5 所得拡大に向けた取組み

企業による賃金引上げの取組を強力に促進し、経済の好循環を実現するため、政府は所得拡大促進税制の拡充、復興特別法人税の1年前倒しでの廃止、経済の好循環実現に向けた政労使会議の開催などに取組んでいる。

所得拡大促進税制については、平成26年度税制改正大綱において、その拡充が盛り込まれている（コラム2-5表）。平成25年度税制改正で創設された同制度は、2013年度から3年間に限り、基準年度から国内雇用者の給与等支払額を5%以上増やし、平均給与が前年を下回らない場合に、給与支給増加額の10%を税額控除できるとしたものであった。今回の大綱においては、①対象年度を現行の2016年3月31日から2018年3月31日までと2年延長すること、②基準年度からの増加率を、基準事業年度から1～2年目は2%以上、3年目は3%以上、4～5年目は5%以上と段階的に設定すること、③対象を国内雇用者の平均給与額が前年度以上としていたが、継続雇用者の平均給与が前年度を上回るものを対象とするよう改めたことなど、適用条件の緩和がなされている。改正後の本制度の予算規模は1,600億円であり、全て活用された場合、賃金引上げ総額は最大で1.6兆円（2012年度の雇用者報酬の0.7%程度）となる。

また、政府、経営者、労働者が、それぞれの役割を果たしつつ、一体となって、連携することにより、経済の好循環を起動させていくため、2013年9月20日に「経済の好循環実現に向けた政労使会議」が設置された。同会議では、好循環の実現に向けて、政労使の三者がそれぞれの立場でどう対応すべきなのかといった点について共通認識を醸成することを目的として、必要な取組みが検討されている。

さらに、経済の好循環を早期に実現する観点から、足下の企業収益を賃金の上昇につなげていくきっかけとするため、復興特別法人税の1年前倒しでの廃止を決定した。

こうした施策を通じて、企業業績の拡大が賃金の上昇や雇用の拡大につながり、消費の拡大に資するとともに、投資の増加にも寄与し、更なる企業業績の拡大に結び付くという好循環の実現につながることを期待される。

コラム2-5表 所得拡大促進税制の改正内容（主要項目）

	現行制度	改正案
対象年度	・2013年4月1日～2016年3月31日までの間に開始する各事業年度	・対象年度を2年延長し、2018年3月31日までの間に開始する各事業年度
基準事業年度	・2012年度（3月決算法人の場合）	改正なし
適用条件	・基準事業年度と比較して5%以上増加	・基準事業年度から1～2年目 2%以上 ・基準事業年度から3年目 3%以上 ・基準事業年度から4～5年目 5%以上
	・国内雇用者の平均給与が前年度を下回らない	・継続雇用者の平均給与が前年度を上回る（年齢構成変化等による給与押下げ影響を考慮）
	・給与総額が前年度以上	改正なし

（備考）自由民主党・公明党「民間投資活性化等のための税制改正大綱」、財務省「所得拡大促進税制の拡充・延長の概要」により作成。

2 物価と賃金の関係

2013年以降、一般労働者の所定内給与とパート労働者の時給は改善傾向にあることを見たが、物価と賃金の動きは連動しているだろうか。物価が名目賃金に先行して上昇すると、実質賃金が減少することとなる。このため、ここでは所定内給与に焦点を当てて、まず物価と賃金の連動性について分析する。また、付加価値デフレが進行する中では、労働コストを削減するため、賃金にも下押し圧力が高まる可能性があることから、賃金と生産一単位当たりの名目付加価値であるGDPデフレーターとの関係を見る。

(賃金と物価はおおむね連動して動く傾向)

物価及び賃金の連動性は、業種や就業形態によって異なると考えられる。このため、製造業と非製造業ごとに一般労働者の賃金と物価の連動性を見てみよう。なお、非製造業については、パート労働者の比率が高く¹⁹、パート労働者の賃金変動が物価に与える影響が大きいと考えられることから、パート労働者の時給と物価の連動性も含めて考察する。

まず、全体的な特徴として、賃金と物価はおおむね連動して動く傾向にある(第2-2-3図(1)、(2))。景気回復に伴って財・サービス市場、労働市場の需給が引き締まり、物価、賃金に上昇圧力がかかるため、両者ともに景気に遅行して推移することが背景にあると考えられる。

業種別に時差相関を見ると、製造業については、一般労働者の所定内給与(月給ベース)が物価にやや先行する傾向にある(付図2-3)。これは、一般労働者の所定内労働時間が景気変動に応じて増減するためであると考えられる。

非製造業について見ると、一般労働者の所定内給与は、製造業と同様に物価に対して先行する傾向が見られる(付図2-3)。時給ベースで見たパート労働者の所定内給与は、物価と一致して動く傾向にある。特に外食などの非製造業では、パート労働者の給与はコストの主要な部分を占め、賃金が消費者物価の一部であるサービス物価変動の一因となっている面があると考えられる。

¹⁹ 2000年4-6月期におけるパート比率(常用雇用者に占めるパートの常用雇用者の割合)は製造業で13.5%、非製造業で21.9%であったが、2013年4-6月期においては製造業で13.1%、非製造業で32.4%となっている(厚生労働省「毎月勤労統計調査」より算出)。